

平成26年第2回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年11月28日(金曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第6号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第7号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第8号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	林	義博	君	2番	吉野	明夫	君
3番	大倉	正幸	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 野 貞 夫 君	副 町 長	麻 生 由 雄 君
教 育 長	片 岡 義 之 君	会 計 管 理 者	岩 崎 利 之 君
総 務 課 長	野 口 喜 正 君	総 務 室 長	田 中 英 司 君
企画財政室長兼 政 策 室 長	常 泉 秀 雄 君	住 民 課 長 兼 税 務 住 民 室 長	唐 鎌 幸 雄 君
保 健 福 祉 室 長	荒 井 清 志 君	事 業 課 長 兼 農 業 推 進 室 長	御 園 生 明 君
産 業 振 興 室 長	岩 崎 彰 君	地 域 整 備 室 長	松 坂 和 俊 君
ガ ス 事 業 室 長	大 杉 孝 君	教 育 課 長	蒔 田 民 之 君
学 校 教 育 室 長	浅 生 博 之 君	給 食 所 長	中 村 義 貞 君
生 涯 学 習 室 長	石 野 弘 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 邊 功 一	書 記	加 納 光 輝
書 記	鈴 木 直 幸		

○議長（松崎 勲君） 皆さん、改めましておはようございます。

今日は、公私ご多忙の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成26年第2回長南町議会臨時会を開会します。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 丸 敏 光 君

13番 古 市 善 輝 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、本日、委員会を開催し、平成26年第2回臨時会の運営について協議、検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、条例の一部改正2件、補正予算6件、また、議員発議1件の計9件が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を審議した結果、会期は本日28日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました平成26年第2回長南町議会臨時会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日28日の1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案8件、また、議員から発議1件の送付があり、これを受理しましたので、報告します。
なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成26年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告のありました定期監査結果報告並びに議長等が出席いたしました会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第1号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第8号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 提案理由を申し上げる前に、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成26年第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、この秋開催いたしました長南フェスティバルをはじめ、ふれあい町民ツアーなど各種イベントにご参加いただき、ありがとうございました。いずれも盛会裏に終了いたしましたことは、ひとえに皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

今年は、ここに来て急遽、第47回衆議院議員選挙が12月2日公示、12月14日投開票の運びとなりました。超短期間の中での準備作業となりますが、いろいろな面でもよくお願い申し上げます。

さて、本臨時議会で提案いたします給与改定につきましては、人事院勧告や千葉県人事委員会勧告に基づく

ものでございます。

国では、給与法の一部改正が成立し、千葉県におきましても、千葉県人事委員会の勧告を受けて、給与条例の改正が12月県議会へ上程される予定とのことでございます。

本町においても、国・県の給与改定に準拠し、特別職及び一般職職員の給与条例の一部を改正しようとするものでございます。また、給与改定に伴う各会計の人件費の補正及び一般会計においては衆議院議員選挙に伴う経費の補正予算をそれぞれお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び第2号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、まず最初に議案第1号及び議案第2号に関係します国、人事院勧告と千葉県人事委員会勧告の概要説明をさせていただきたいと思っております。

国におきましては、本年度の給与改正につきまして、本年8月7日に国家公務員の一般職の給与に関して月例給、ボーナスともに引き上げる人事院勧告がなされたところでございます。このプラス勧告は、いずれも平成19年度以来、実に7年ぶり、アベノミクスによる景気回復で、大手企業を中心に民間企業の業績改善が進み、賃上げが広がっていることを受けたところでございます。国は給料表の見直しの中で、民間給与較差0.27%を埋めるため、また世代間の給与配分の見直しの観点から、特に若年層に重点を置いて改定し、1級の職員の給料月額一律2,000円の引き上げの勧告をいたしました。また、通勤手当についても、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じて引き上げの勧告をしたところでございます。

次に、千葉県におきましても、10月10日に県人事委員会の勧告が出されまして、勧告に基づく条例改正案は26日から開会されております県12月定例議会へ上程する見込みでございます。今回の千葉県人事委員会の勧告の内容でございますが、公務員と民間給与の比較をいたしましたところ、月例給、これは毎月支給される給与のことでございますけれども、この給与が県職員の給与を平均968円、0.25%上回っていることから、全ての給料表の引き上げを実施するとともに、ボーナスにつきましても、民間が公務員を0.15月分上回っていることから、両者とも7年ぶりに引き上げる等の勧告が国と同様になされたところでございます。

そこで、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に基づきまして、町一般職の職員の給与条例について改正をさせていただくものでございます。また、県においても特別職、知事、県会議員の期末手当の一部改正が上程される見込みであること、加えて11月17日付で長生郡町村会の給与改定に伴う取り扱い通知等に基づきまして、特別職の職員の給与条例についてもあわせて改正をいただくものでございます。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず最初に、議案第1号から内容の説明をさせていただきたいと存じます。

議案第1号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

次に、議案書の2ページをごらんください。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第1条、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和30年長南町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改めるものとさせていただきます。

参考資料の1ページの平成26年度給与改定の概要及び2ページ、3ページの新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと存じます。

これは12月期の期末手当を「100分の205」から「100分の220」に改めるものとさせていただきます。わかりやすく記述されている参考資料の1ページ、給与改定の概要をごらんいただきたいと思います。この資料の後段箇所下の表にありますように、12月期の期末の欄で現行の「2.05月分」から「2.20月分」へ変更され、0.15月分増加して、平成26年度の年間支給月の合計についても、現行の「3.95月分」から0.15月分が加算され、「4.10月分」に変更となるものとさせていただきます。

次に、第2条、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改めるものとさせていただきます。

参考資料の3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これは6月期の期末手当を「100分の190」から「100分の197.5」に、12月期の期末手当を「100分の220」から「100分の212.5」に改めるものとさせていただきます。そうしますと、第1条で改正した平成26年度の年間支給月の合計である「4.10月分」が6月期と12月期の配分として「3.95月分」から0.15月分ふえた分の半分ずつ、0.075月分をそれぞれ現行の月数分の6月期の「1.90月」と12月の「2.05月」にそれぞれ振り分けられ、平成27年度からは年間6月期は「1.975月」、12月期は「2.125月」に変更となり、合計の「4.10月分」は今年度の改正月数分と同じになります。

この条例の改正附則事項といたしまして、附則、この条例は平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものとさせていただきます。

続きまして、議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号による一般職の給与条例の一部改正の内容を説明させていただきたいと思います。

議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

次に、議案書の4ページ、それとあわせまして、参考資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正。

第1条、長南町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年長南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

この改正条文におけるこの上段部分について、この第19条の規定は一般職の職員の給与条例に関する勤勉手当の支給率を規定している箇所であり、第1号につきましては一般職の勤勉手当の支給月数を「100分の67.5」から「100分の82.5」に改めるものでございます。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給月数を規定している箇所であり、これについては「100分の32.5」から「100分の37.5」に改めるものでございます。

次に、この改正条文における中段の箇所、附則第33項中「100分の0.975」を「100分の1.2375」に、「100分の65」を「100分の82.5」に改めるものでございます。これにつきましては、この附則第33項は、55歳を超える職員の給料月額1.5%を現時点支給されている職員の勤勉手当の支給率の改正を求めるものでございます。

次に、この改正条文における後段部分の箇所でございます。別表第1から別表第3までを次のように改めるものでございます。これにつきましては、別表第1は5ページから7ページの一般職員の行政職給料表でございます。別表第2は8ページから11ページ、調理員、用務員などの単純労務職員の給料表であり、別表第3の12ページ、これにつきましては普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表でございます。これらの表をこのような形で一式で全体の表を改正するものでございます。

続きまして、議案書13ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第33項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改めるものでございます。

これにつきましては、参考資料の1ページの給与改定の概要の2番目の諸手当等の一般職のこの表を見ながら説明のほうをしたいと思います。

これら第2条関係は、特別職の一部改正と同様に、第1条で改正した26年度の年間支給月の合計である「4.10月分」が6月期と12月期の配分として「3.95月分」から0.15月分ふえた半分ずつの0.075月分をそれぞれ現行の勤勉手当月数分に加え、6月期の「1.90月」と12月期の「2.05月」に振り分けられることとなり、平成27年度からは年間6月期は「1.975月」、12月期は「2.125月」に変更となり、合計の「4.10月分」は今年度の改正月数分と同じになります。

最後、附則事項の関係でございます。附則、施行期日等。

1、この条例は平成27年1月1日から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項に、第1条の規定（長南町一般職の職員の給与等に関する条例（以下、給与条例という。）別表第1から別表第3までの改正規定に限る。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定中、給与条例第19条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用するものでございます。

この附則第2項につきましては、遡及適用の表現を意味しているものでございます。要するに、この別表第

1から別表第3までの給料表及び通勤手当の部分に関しまして、今年4月1日までさかのぼって適用するものでございます。ただし書き以降の部分につきましては、ボーナスの支給関係でございます。この改正規定によりまして、12月分の一般職のボーナスの差額分0.15月分の支給につきましては、平成27年1月1日以降に支払うこととなり、12月1日が基準日となりますので、基準どおりの基準日に合わせる形で適用させていただいて、平成27年度からの12月期についての期末・勤勉手当は「2.125月分」で支給する内容をお示ししてございます。

次に、附則第3項でございます。平成26年4月1日前の異動者の号給の調整。

3、平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる規定でございます。これは給料表など異なる適用者が異動してきたものを想定しまして、そのケースに応じて必要な調整を権衡上の観点から調整を図ることができる内容の旨、規定してございます。

続きまして、附則第4項の関係でございます。4項、給与の内払い、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。これは改定前の給料表で既に支払われた給料月額、4月分から12月分の給料月額等を今回の改正後の給料表で本来支払うべき給料月額として一部改正するわけですから、以前、改定前で支払われた給料表で支払われた給料月額、ボーナス、通勤手当のそれぞれは内払いしたものとみなす規定でございます。

最後、規則への委任事項といたしまして、規則への委任。

5、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるところによるものでございます。

以上が条例に伴います概要の説明でございます。

なお、今回の条例改正に伴います人件費の関係の内容でございます。一言つけ加えさせていただきたいと思っております。長南町といたしましては、この2節の給料表、いわゆる基本給のみによるもの、一般会計ほか5会計を含む全会計の平均につきましては0.47%の増となり、金額にいたしますと218万8,000円の増額となります。

それと、3節の諸手当関係、ここでは期末・勤勉手当関係の0.15月分の増加となります。したがって、この期末・勤勉手当及び通勤手当分を含めると720万8,000円の増額となります。

この人事院勧告に伴います純増による増額につきましては、これら2節、3節合わせまして939万6,000円となります。また、現時点におきましては、この4月1日からの人事異動の絡み、あるいは育児休業者あるいは一般会計と各会計間の異動、そういったものを精査いたしました。それら給料、諸手当、共済費の全会計を合わせた補正後の人件費総額は8億5,459万3,000円となるところでございます。

そのようなことで各会計の補正予算もお願いしてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、議案第1号及び議案第2号の内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号及び第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の14ページをお願いしたいと存じます。

議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算について。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

恐縮でございますが、別冊の補正予算書1ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,792万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

今回の一般会計補正予算につきましては提案理由、また、ただいまの条例改正のご説明にもございましたように、人事院、人事委員会の勧告による給与改定及び12月14日に執行が予定されております衆議院議員選挙に係る経費について補正をお願いするものでございます。したがって、誠に恐縮ではございますが、歳出では職員人件費に関するものにつきましては項ごとの総額により、また、人件費以外の経費につきましては目ごとにご説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目議会費でございますが、議員期末手当の追加を含め3,000円の減額でございます。

次に、2款1項総務管理費でございますが、1目一般管理費及び2目文書広報費を合わせて484万6,000円の追加となっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2項徴税费では1,204万6,000円の減額。3項戸籍住民基本台帳費では365万5,000円の追加。4項選挙費では896万5,000円を追加するものでございます。

11ページに移りますが、選挙費のうち4目衆議院議員選挙費につきまして877万3,000円の追加をするものでございます。内容といたしましては、1節では投票・開票立会人ほかの方々の報酬60万1,000円。3節では投票事務ほかの職員手当350万円。9節では費用弁償といたしまして14万2,000円。11節では消耗品費ほかの需用費といたしまして82万1,000円。12節では仮設電話料の役務費といたしまして53万8,000円。13節では電算委託料ほかの委託料といたしまして80万7,000円。14節では投票所の借り上げ料ほかで130万7,000円。

12ページに移ります。お願いいたします。

16節では選挙用の資材といたしまして40万9,000円。18節では投票用紙計数器の購入費64万8,000円をそれぞれ

れ計上させていただくものでございます。

特定財源の685万6,000円は当該選挙に係ります選挙費の県委託金を充当してございます。

5項の統計調査費では205万9,000円の追加でございます。

次に、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰り出しを含めまして829万9,000円の追加を、13ページに移りますが、2項児童福祉費では197万4,000円を減額するものでございます。続きまして、4款衛生費でございます。

1項の保健衛生費では20万円の減額となります。

次に、5款農林水産業費でございますが、1項農業費では、1目農業委員会費、14ページに移りますが、2目の農業総務費、7目のほ場整備費を合わせまして502万8,000円の減額となります。

14ページになりますが、6款の商工費でございます。

1項の商工費では331万1,000円の減額となります。

15ページに移らせていただきます。

7款土木費でございます。

1項土木管理費では491万7,000円の追加。2項道路橋梁費では12万円の追加。4項住宅費では163万円の減額。5項都市計画費では5万7,000円の追加をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。

1項教育総務費では5万5,000円の追加。2項小学校費では16万7,000円の減額。3項中学校費では14万6,000円の追加。4項社会教育費では106万1,000円の減額。

17ページに移りますが、5項保健体育費では、1目の保健体育総務費及び2目給食費を合わせまして108万8,000円の追加をするものでございます。

次に、歳入についてでございますけれども、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

今回の補正予算につきましては、15款県支出金及び一般財源でございます19款の繰越金を財源として編成させていただいてございます。15款の県支出金につきましては、歳出においてご説明申し上げましたので、説明のほうは恐縮ですが省略させていただきます。

なお、人件費の補正分につきましては18ページ以降の給与費明細に記載してございます。

大変雑駁でございましたが、以上で議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思えます。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億749万1,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、7ページ目をお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳出1款総務費からご説明させていただきます。

1項総務管理費、2目一般管理費に国保の担当しております職員の人件費を計上してございまして、今回の597万1,000円の補正内容につきましては、先ほど町長の提案理由、あるいは一般会計等で説明されました給与改定並びに人事異動に伴います追加の補正をお願いするものでございます。

次に、戻りまして、6ページをごらん願います。歳入の説明をさせていただきます。

9款繰入金でございます。

1項繰入金、2目一般会計繰入金ですが、同額の597万1,000円追加させていただき、総額6,599万2,000円とさせていただきます。

8ページ、9ページのほうには給与費明細書として給与関係の総括等が記載してございます。

以上が議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議を賜りましてご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、介護保険特別会計補正予算書の1ページ目をお開き願います。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次の定めによるものでございます。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,146万4,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。7ページ目をお願いします。

1款総務費、1目一般管理費におきましては9万9,000円の増額を、4款地域支援事業費、1目包括支援事業等費におきましては19万8,000円の増額の補正をお願いするもので、いずれも一般会計の補正予算同様給料の改定並びに人事異動に伴います人件費の補正をお願いするものでございます。1款の総務費は、介護保険を担当します職員の人件費、4款包括支援事業費は、包括支援センターを担当します職員の人件費となります。この中の特定財源の国庫支出金11万5,000円につきましては、4款の包括支援事業費が国と県の補助金の対象となっておりますので、国の補助金7万7,000円と県の補助金3万8,000円、合わせて11万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページ目をお願いいたします。

3款国庫支出金、5款県支出金は特定財源となり、歳出のほうで説明させていただきましたので省略させていただきます。

8款の繰入金は、増額に伴う一般会計からの繰入金9万9,000円でございます。

9款繰越金は、一般財源となりますが、平成25年からの繰越金8万3,000円を増額し、充当するものでございます。

なお、人件費の補正については8ページ、9ページに明細を記載しております。

以上をもちまして、議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,851万4,000円とさせていただきますものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

今回お願いする補正の内容でございますが、霊園事業会計につきましても、先ほど一般会計で説明されました給与改定に伴い、管理事務をしております職員人件費の補正をお願いするものでございます。

7ページの歳出からご説明をさせていただきます。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、担当職員1名の人件費8万1,000円の追加をお願いするものでございます。

この財源につきましては歳入でございますが、前の6ページをごらんいただきたいと存じます。

5款繰越金8万1,000円を財源とさせていただきます。

8ページ、9ページは給与費の明細書となっております。

以上が平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔産業振興室長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

議案第7号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,588万9,000円とさせていただきますものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳出、1款総務費から説明をさせていただきます。

1項1目の一般管理費でございますが、農集の担当をしております職員の人件費を計上しておりまして、今回51万1,000円の減額補正内容につきましては、先ほど一般会計で説明されました給与改定並びに人事異動に伴います補正をお願いするものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金でございます。1項1目農業集落排水事業費分担金ですが、新規加入者の分担金2件を見込んでおりましたが、今年度の決算を見込む中で1件の減、42万円の減をお願いするものでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、処理区域内の人口減少のため9万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページは給与費明細になります。給与関係の総括を記載したものでございます。

以上が議案第7号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、大杉 孝君。

〔ガス事業室長 大杉 孝君登壇〕

○ガス事業室長（大杉 孝君） それでは、長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

議案第8号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算について。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、恐れ入りますが、別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）、第1条、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第2条では、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款ガス事業費用を5,000円減額し、6億8,650万円とさせていただくものでございます。各項の内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第3条では、資本的収入支出の不足額の補填財源を改めさせていただくものでございます。3行目の中ほどになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,703万4,000円は過年度分損益勘定留保資金2,044万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,115万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,502万2,000円、建設改良積立金2,041万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正させていただきます。

第1款資本的支出を309万円減額し、2億5,763万円とさせていただくものでございます。各項の内容につきましては後ほど説明をさせていただきます。

2ページをお開き願いたいと思います。

4条では給与費を改めるものでございます。職員給与費309万5,000円を減額し、6,276万9,000円と改めさせていただきます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。収益的支出でございますが、1款ガス事業費用を5,000円減額し、3,371万7,000円とさせていただくものでございます。内容でございますが、先ほど一般会計で説明されました給与改定及び人事異動に伴います補正をお願いするものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出309万円を減額し、1,266万2,000円とさせていただくものでございます。内容でございますが、1項建設改良費におきます人件費で給与改定及び人事異動に伴います1名減によるものでございます。

以上が資本的支出の内容でございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側の下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額ではマイナス1億1,061万3,000円を予定し、26年度末の資金期末残高を9,622万8,000円と見込むものでございます。

次に、5ページでございます。

予定損益計算書でございます。本年度3月末の見込み額を税抜きで表示したものでございます。当年度分純利益は右側、下から4行目で、212万5,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を合わせまして、下の二重線になりますが、当年度分未処分利益剰余金は2億9,490万6,000円の見込みとさせていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。資産の部では、1、固定資産、2、流動資産で一番下、二重線になりますが、資産合計15億8,887万8,000円の見込みでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

負債の部では、負債合計7億3,488万1,000円、資本の部では、右側の下から2行目になりますが、資本合計8億5,399万7,000円、その下の二重線、負債資本合計15億8,887万8,000円の見込みとさせていただくものであります。前の6ページの資産合計とただいまの負債資本合計が、複式記帳の法則により双方とも同額の見込みとさせていただくものでございます。

次に、8ページ、9ページには給与関係の総括等を記載してございます。

10ページにつきましては補正予算実施計画書を長南町、睦沢町に分けた内容を記載してございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第8号までの内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時55分を予定しております。

（午前10時39分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（松崎 勲君） これから議案第1号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 議案第1号についての質疑なんですが、第2号とも絡まることになるんでよろしく願いたいと思います。

国・県の条例に、人事院勧告に準拠してやるということで、それはそれで納得できるのかなということも考えますけれども、長南町のことを考えた場合に、それが住民感情として果たして納得していただけるかどうかということも考えなきゃいけないと思うんですね。ご存じのように、お米の価格も随分と下がりまして、それを考えると、長南町全体の所得といいますか、そういう生産額というのも下がっているんじゃないかなということも思うんですが、そういうふうなことの計算といいますか、例えば農業生産額が去年幾らで今年は幾らになるだろうというようなことも考えているのかどうか。それに伴って、住民が果たして納得していただけるかと考えているのかどうか。

もう一点は、1号と2号の順番が逆じゃないかなと思うんですね。特別職をまず審議して、それから一般職を審議すると。両方とも上げるということになるわけですが、順番から考えて、一般職を先に上げて、それから特別職を審議するというようなことが望ましいんじゃないかという感じがするんですが、この2点について回答をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） それでは、第1点目のこの給与関係につきましての住民感情に対してはどうかというようにご意見に、まず第1点お答えしたいと思います。

ご案内のとおり公務員というのは争議権とか団結権、いわゆる労働基本権というものが制約されています。その代償措置としてこの人事院勧告というのが国・県あるわけでございます。したがって、そういった中で国・県もそれぞれ事業規模、国の人事院といいますと、全国で約1万2,400の民間事業所がございます。そういったところから約50万人の個人給与の実態調査をとり行っている。千葉県については同様に、これは県の千葉県人事委員会と千葉市人事委員会が共同して、千葉県内の事業所、いわゆる事業規模50人以上事業所、その中から無作為抽出法というものに伴って、県内371の事業所を無作為に抽出して、それで先ほど冒頭説明申し上げましたけれども、県は1人平均968円、0.25%民間のほうが上回っているから、それでこのような人事

院勧告をしたわけでございます。千葉県内全てそういった形で、全市町村、千葉市は人事委員会があるから違いますけれども、ほかの54市町村については全て県の給料表でこういった形での給与改定をお願いしているところでございます。

ましてや、うちのほうの国とのラスパイレス指数、そういったものについても、現在長南町は、これは4月1日現在のデータなんですけれども、これについても95.7ということで、国家公務員のラスパイレス指数100に対比いたしまして95.7ということでラスパイも低いというようなことで、よく指導、勧告されるについては、住民感情がどうかというふうにご指摘されるのは、国の給与と比較したラスパイレス指数が100以上、以前、近隣ですと茂原市さんと108だとかかなり8ポイント上回っているようなときには、当然これは国・県のほうから指導等ございました。長南町、そういった中で、現在95.7、今回の人事院勧告で受けたとしても若干上回る程度だということを試算値しては予定してございます。

したがって、住民感情ではどうかということについては、さほど、民間の給与が上回っている、ラスパイも低いということで、これは十分ご説明、クリアできるのではないのかなというふうに思料いたしますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

それと、2点目のこの議案の順番の出し方が違うのではないかと、こういうことなんですけれども、従来長南町、ほかの郡内市町村もそうなんですけれども、一応特別職の給与条例を改正してから一般職の給与の条例ということは連動してきますので、当然その中においては特別職給与条例を改正を提案した後に一般職の給与条例という形でずっとやってきてございます。それについては技法の問題だと思いますので、それはそんなに難しく考えなくてもいいのかなというふうに私どものほうでは理解していますので、どうかご理解をいただければというふうに思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 総務課としての理解はわかりましたけれども、町長としては、その順番についてはどうお考えでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 特別職の給与関係については、引き上げても引き下げてもいろいろご意見のあることは重々承知しております。ただ、特別職の給与についてもやはり県内市町村のいろいろな動向を見ながら、あるいは職員に準じた取り扱いをすべきと、そういったような過去からの例もございまして、そういった観点から今回も同じようなことで改正をお願いしているということでございますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 私がお聞きしたのは、順番の問題で、先に特別職を改定して、それから次に一般職という、その順番が逆ではないかということ、町長のご意見をお伺いしたかったんで、もう一度お願いします。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これは、条例改正の場合の議案の順番というのは、恐らく例規集に載っている条例の順番によって決まってくるのかなというふうに思っています。そういう一つのルールの中で事務処理をしており

ますので、こういう形になっているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 加藤ですが、衆議院の選挙区についてお尋ねをいたします。

〔「違う」と言う人あり〕

○7番（加藤喜男君） あっ、ごめんなさい、間違えました。間違えました。すみません。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 3点ばかり伺いたひと思ひます。

そうですね、この中でいくと13ページです。

まず、12月1日の支給が2.20ということは、今まで支給されていた6月分については手をつけませんよと、ただし、12月にはちょっと、27年度に合わせた中での4.1カ月分を支給しますよという規定ですよ。ということで、ボーナスの支給の基準日が、13ページでいくと、この中で施行の期日ということでこの改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から適用しますよということの中で、この基準日を26年12月1日だというような基準日にしてあると思ひます。この辺の絡みがどういふふうになっているのか。

それから、給料表の変更を初任者中心に何ぼか上げるということの基本にしていますけれども、何等級まで該当しているのか、何等級何号俸までが適用の対象になっているのか、大体幾らぐらいなのか。2,000円だと

かというようなことをちょっとおっしゃっていましたが、それはどの表の中でどういうふうになっているのか。

それから次に、通勤手当の遡及ですけれども、これはもう支払っちゃっているんだよね、4月から。何でこれを遡及するのか、その理由。

それと、遡及の中で12ページ、別表第3の中でそれぞれの距離によって違うんだけど、どこまで幾ら上げているのか。東京から通っている者はいないかと思うけれども、いずれにしても通勤手当はどこまで、何表のどこまで、原付はちょっと安いんだけど、普通自動車通勤した場合に幾らぐらいつ上がつているのか。これを見ただけでは2,000円の70円だとかというふうになっていますけれども、20キロ未満ぐらいになってくるとかなり上がってくる。どういう基準でやっているのか伺いたい。

それから、一般職の職員、嘱託あるいは臨時、こういう者を含めないで、合計で、例えばこの中で、予算の中で見ていくと一般会計が114、国保が3、介護が3、笠森が1、農集が1、ガスが8、130。で、改正後同じです。一般会計が1人減っている。国保で1人ふえている。トータル130人で同じです。そもそも長南町の職員は総計何名ですか。これだけ伺いたい。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） まず、4点ほど石井議員さんのほうからのご質問だと思います。

それでは、まず第1点目、議案書の13ページの附則の第2項、ここのただし書き規定の12月1日から適用する、この絡みということでございます。これにつきましては、郡内、11月17日に長生管内町村会で総務課長さん方みんな集まりました。その中で、この絡み、給与の上げ下げの問題というのは共済費の組合の関係もございまして、そういった中で、今、共済組合との、給料を上げた場合には自動的に電子データで交換しておりまして、その絡みの中で、この職員についてのボーナスがもう12月10日が本来支給日なんで、本来0.15上げた4.1カ月分で払わなくちゃいけないところなんですけれども、これについてはちょっとそれには間に合わないと、12月10日には、それ前に早く電算データを上げてくれと共済組合のほうから要望が来まして、したがって、職員の差額分については、12月10日に合わせて丸々満額の4.10月分払うのではなくて、0.15月分については年が明けた1月分に払うというような関係で12月1日に適用するというふうになってございます。したがって、来年は満額4.10月分は12月に払いますけれども、今回は、その二段階に分けるといような中でこの解釈でご理解いただければというふうに思います。

それと、2点目、給料表について、どこからどこまでの上昇率ということなんですけれども、これについては1級から8級まで全て2,000円からほぼ最低ライン700円程度までの、この階級全て上昇するというような形の給料表になってございます。

それと、次の3点目の通勤手当の遡及理由なんですけれども、これも国・県のほうで、うちのほうは別表第3で通勤手当がございまして、その給与表の改正、あるいは県のほうからの条例案を入手いたしました。そういう中で、通勤手当につきましても遡及適用して払いますよということ、ということは民間の通勤手当についても上がっているというふうな形で、もう既にこの時点になっちゃうと、石井議員さんよく内容のほうはご存じですんで、もう既に支払われた分についてはもうしょうがないので、それは差額分についてはさ

かのぼって払いますというような改正になっておりますので、町もそれに準じた形でこのような一部改正条例案を提案したというようなことでございます。

それと、最後、この人数、今職員の人数が全体で何人かということなんですけれども、現在、今の12月1日時点での職員は、教育長を除いて129名が今の長南町の正規の職員数、臨時職員とか非常勤を除いた人数となっております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） わかってはいるんですけれども、過去においては通勤手当まで遡及して支払うなんてことは記憶にはなかったものですから、ちょっと聞いてみたんですよね。私の計算だと130名と129名、ちょっと1名狂っていましたが、その辺はどこがどう違っているかはわかりませんが、その辺についてはわかりました。

じゃ、もう一回聞きますけれども、いわゆる12月で調整するわけなんですけれども、期末・勤勉を調整するわけなんですけれども、4.1にしますよということですよ。今までの分がもう支給されているんですよ、6月分は。だけれども、それについての差額を支給してられないので、あえて2.20にしているというふうに考えられますか。そうじゃなくて、この参考資料を見ると、どうもそういうふうにかがえるんですよ。特別職は、失礼ですけれども、遡及しますか。それだけ。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 特別職の方につきましては、ここにございますとおり、石井議員さんもよく内容をご存じのとおり、特別職についての附則事項でこの改正の改め文の、いわゆるこれは二段ロケット方式と言われるもので、施行期日をずらす場合にはこういう書き方の手法ですよということで、議員さんよくご承知だと思います。したがって、この参考資料にもございますとおり、特別職の方については報酬そのものが変わりませんので、第1条でこの12月10日のふえた分0.15月分については12月満額支払うと、12月1日から施行だから払いますと。27年度からは、今度、先ほども申し上げたとおり0.15ふえた分をそれぞれ0.0075に振り分けた中で、今度は正規に6月期については1.975、12月期については2.125という形で、6月期はもう既に支給されておりますので、12月期については今回の2.20月から、来年度からは2.125というような形で、トータルの月数の4.10月分は変更なしという形でご理解いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） ということは、我々もそういうふうになっているということなんですよね。ただ、職員はちょっと違っていますよね、それだけは、違っているか違っていないかを教えてください。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、石井議員さんおっしゃったとおり、職員については共済組合の電算事務の関係、あるいは郡内で調整した中で、事務手続うまくいかないというような形でずれて差額は1月に支払われると

いう形でご理解いただければと思います。議員さん方、特別職の方、二役の方は報酬月額は変わりませんので、何ら支障がないというような形でそのまま支払って下さいというような形で事務手続の関係で通知が来ておりますので、そのような形で進めさせていただければと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 先ほどは失礼いたしました。衆議院選挙の費用なんですけれども、877万3,000円かかるということで、国政選挙ですが、一般財源から約191万7,000円かかるということですが、この関係を少しご説明いただければと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今回のこの金額の877万3,000円の内訳、国庫、国からの補助金ですよね、その特定財源が685万6,000円、一般財源が191万7,000円ということで、今回、加藤議員さんもこの内容についてはよくご存じのとおり、国政選挙につきましてはほぼ前回の衆議院選、これはちょうど民主党から自民党政権にかわった24年のときの12月16日の衆議院選挙だったと思います。そのときの精算といたしましては約99.9%、ほぼ全額国費としてお金が入ってきてございます。今回、その中でこの内訳の191万7,000円につきましては、一応歳入といたしましてはその全額の主に2割減、8割として見て、少な目に見て、それで一般財源があと残りの2割財源というふうに見込んでの予算編成をしたところなんですけれども、実態としては、また結果的にはほぼ100%

近くのお金が入ってくるという形でご理解いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 商工費のことについてちょっとお願いしたいと思うんです。14ページ、331万円減となっております。これは人が、給料が減っているということが主なことなわけなんですけれども、実は、次回の定例会の一般質問で私、観光のことをやるんですけれども、これ人員を減らされたということで、具体的にどういう形で商工業に関する人員を減らすということになったのか、そのことについてお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、野口喜正君。

○総務課長（野口喜正君） 今回商工費の件数費分が減っているというふうなことで質問だと思いますけれども、これは4月の人事異動の関係が今回の補正の中に出ておまして、人がかわりました関係で今回減というふうな形で、給与の高い人から給与の低い人にかわったから減というふうなことでご理解いただければと思います。以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成26年度長南町笠森壺園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） これから日程第13、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

発議第1号の提案理由の説明を求めます。

7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君登壇〕

○7番（加藤喜男君） それでは、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

先ほど執行部の提案理由の説明があったように、千葉県人事委員会の勧告では、本年の民間給与との格差の大きさ等の状況及び国の人事院勧告の内容を勘案し、期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うよう引き上げを行おうとするものです。

私ども議会議員においては、これまで特別職の条例改正にあわせ、同様に議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行ってまいりました。

については、特別職同様に千葉県人事委員会の勧告どおり議員の期末手当を年間0.15カ月分引き上げを行うこととし、条例改正をお願いするものでございます。

改正の内容について申し上げます。

第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を「100分の205」から「100分の220」に改めるもので、これは年間の支給月数を現在の3.95月分から4.10月分に引き上げを行うものです。

第2条は、平成27年度からの支給率を6月期末手当は、「100分の190」を「100分の197.5」に、12月期末手当は、第1条で「100分の220」に改めましたが、これを「100分の212.5」に改めるものです。年間の支給月数としては、26年度も27年度以降も4.10月分に変更はありません。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については平成27年4月1日からの施行になります。

議員各位には、本案の趣旨をご理解いただき、全員のご賛同をいただくようお願い申し上げ、発議第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部についての整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのとおり決しました。

これで会議を閉じます。

平成26年第2回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

(午前11時36分)